2　競争参加資格
⑴から⑷は第１号２⑴から⑷に同じ。
⑸　平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋐　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事。
㋑　基礎型式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上、作業室面積が100㎡以上の工事。
㋒　上記㋐及び㋑は、同一工事の実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋓　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事。
㋔　基礎型式がニューマチックケーソンの工事。
㋕　上記㋓及び㋔は、同一工事の実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
⑹ａは第１号２⑹ａに同じ。
⑹ｂ　平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋓から㋕までの要件をすべてを満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹ｃ、⑹ｄは第１号２⑹ｃ、⑹ｄに同じ。
⑺から⑿は第１号２⑺から⑿に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
⑴ａ　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請への対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
㋐　鉄筋コンクリート構造物（橋脚・橋台・場所打ち杭・ケーソン基礎）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果
㋑　工事中の濁水対策の工夫とその効果
⑴ｂ、⑴ｃは第１号３⑴ｂ、⑴ｃに同じ。
⑵　提案について
⑵ａ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鉄筋コンクリート構造物（橋脚・橋台・場所打ち杭・ケーソン基礎）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「工事中の濁水対策の工夫とその効果」について の評価の配点はそれぞれ40：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
⑵ｂは第１号３⑵ｂに同じ。
⑶、⑷は第１号３⑶、⑷に同じ。
4　入札手続等
⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　服部　孝洋　電話06―6942―1141㈹
⑵から⑸ｃは第１号４⑵から⑸ｃに同じ。
⑸ｄ　開札は、平成28年７月29日午後２時30分 近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
5　その他
⑴から⑮は第１号５⑴から⑮に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure for Aridagawa No. 1 bridge in Arida-Kainan Road
⑹　Contact point for tender documentation : Takahiro Hattori the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年４月 22 日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　池田　　薫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸⑶築造工事（第３工区）
⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）浚渫の附帯施設工として埋立護岸の基礎工、本体工、被覆・根固工の施工を行うものである。
⑸　工期　契約締結の日から平成29年３月17日まで
⑹　使用する主要な資機材　捨石　１式、被覆石　１式、コンクリート　１式、起重機船、ガット船
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。